

## TPP 協定の署名等の日程について

○オバマ大統領は、11月5日に下院議長及び上院議長に対し次の書簡を送付し、TPP 協定の署名の意図を議会に通知した。またほぼ最終に近い 5544 ページに上る TPP 協定テキスト及び 61 のサイドレターを米通商代表部のウェブサイトで発表した。

超党派議会の貿易優先事項及び説明責任に関する法律 (P. L. 114-26。以下「貿易優先事項法」という) 第 106 条 (a) (1) (A) に基づき、私は、環太平洋連携 (TPP) 協定として知られている自由貿易協定に署名する意図を議会に通知することをうれしく思う。TPP 協定は、米国の製造業者、サービス提供者、農業者、畜産農業者、企業に対し輸出機会をもたらし、米国における雇用を作り出すとともに、米国の消費者により多くの選択肢を与えつつ、節約するのを手助けするものである。TPP 協定は、また経済的な機会を与え、そして民主主義を強くすることによって、他の署名国に恩恵をもたらすものである。私は、次の諸国 - オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、日本、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール及びベトナムと、我々が成し遂げると設定した市場アクセスの目標をこれらの国が満たし、貿易優先事項法と整合性が取れる高い水準の約束に合意するという条件で、TPP 協定に署名すべく交渉を行っている。

貿易優先事項法に基づき、私は、TPP 協定に署名する少なくとも 90 日前にこの通知を発出する。我が政権は、この協定を承認し、実施するための適切な法案を策定するために議会と協力することを楽しみにしている。

○11月5日に米大統領が議会に TPP 協定の署名の意図を議会に通知したので、12 の参加国は、TPP 協定テキストの確定を行った後に協定文書に署名し、それぞれ批准手続きに入ることになる。米国の TPP 協定の批准手続きは、次のとおりである。

(注) 2015TPA 法第 106 条 (b) (1) (A) の規定に基づき、「議会のいずれかの院が 2015TPA 法第 103 条 (b) に基づき締結された通商協定に関して通知又は協議がないとして手続き否認決議案に同意した日から 60 日以内に他の院が当該通商協定に関する手続き否認決議案に同意した場合には、貿易権限手続き (3 で説明している迅速な議会審議手続き) は、当該通商協定に関して提出された実施法案には適用されないとされている。

1 TPP 協定の署名の少なくとも 60 日前に実施が義務付けられている TPP 協定のテキストの公表は 11 月 5 日に行われたので (2015TPA 法第 106 条 (a) (1) (B))、

早ければ2016年2月3日(水)にTPP協定の署名を行うことができる(2015TPA法第106条(a)(1)(A))。

また12月4日までに、貿易政策・交渉諮問委員会は、2015TPA法による改正後の1974年通商法(P.L. 93-618)第135条(e)(1)の報告書を大統領、議会及び米通商代表に提出しなければならない(2015TPA法第105条(b)(4))。

2 仮に2016年2月3日(水)にTPP協定に署名するとすれば、議員によってTPP実施法案が議会に提出されるまでに、次の手順を踏む必要がある。

- ・米国が締結したコロンビア、パナマ、ペルー及び韓国とのFTAについては、これらのFTA実施法案の議会提出まで3~4年要しており、この過程でドミニカ・中米FTA協定の文言の変更が行われたことがある。
- ・①と④は、慣例上これまで同日に行われているという指摘がある(韓米FTAについては、乗用車の再交渉に係る国際貿易委員会の影響評価報告書の提出日は2011年4月7日、同実施法案は10月3日)。また2015TPA法による改正後の1974年通商法第151条(c)(1)に基づき、④・⑤は同日に行う必要がある。
- ・法定の手続きもさることながら、立法のプロセスで一番重要なのは、多数派の共和党指導部の判断といわれている。医薬品の知的財産の取扱い等に批判的なハッチ上院財政委員長(共・ユタ州選出)は、11月6日に選挙の年に議会がTPPを取り上げるのは難しいと政府を牽制している。
- ・来夏までのTPP協定の議会承認を目指すのか、11月の選挙後に先延ばしをするのか、駆け引きが激しくなるのではないか。

① 署名後105日以内に、国際貿易委員会(ITC)は、TPP協定の国内総生産、輸出・輸入、総雇用・雇用機会及び協定によって主として影響を受ける産業の生産・雇用・競争的な位置等、全体及び特別な産業部門に対する経済的な影響に関する評価を大統領及び議会に提出しなければならない。:2015TPA法第105条(c)(2) ⇒期限は遅くとも5月19日(水)まで

② 2015TPA法第103条(b)に基づく署名後60日以内に、大統領は、TPP協定実施に伴い改正が必要と考えられる既存国内法の規定の内容を議会に提出しなければならない。:2015TPA法第106条(a)(1)(C) ⇒期限は遅くとも4月3日(日)まで

③ ④の資料を提出する30日以前に、大統領は、TPP協定を実施するため提案される行政措置の説明及びTPP協定の最終テキストの写しを議会に提出しなければならない。:2015TPA法第106条(a)(1)(D)

少なくともこの30日間は、政府側と議会側によって通商協定実施法案(原案)の調整(所管委員会における模擬審査(Mock Markups)等)が行われることになっており、いわば議会の迅速な審議を行う担保となっている。

- ④ 大統領は、下院・上院の開会日に、TPP 協定の最終テキストの写しを次の文書と併せて議会に提出しなければならない。：2015TPA 法第 106 条(a) (1) (E)
- A TPP 協定実施法案(原案)
  - B TPP 協定を実施するために提案される行政措置の説明
  - C 2015TPA 法第 106 条(a) (2)の支援情報
    - a TPP 協定実施法案及び提案された行政措置がどのように既存の法律を改正し、又は影響を与えるのかの説明
    - b 次の報告
      - ・ TPP 協定が 2015TPA 法の目的、政策、優先事項及び目標を達成しているという論拠
      - ・ TPP 協定が上述の目的、政策、優先事項及び目標をどのようにして、そしてどの程度達成しているのか、以前に交渉した協定の条項を変更しているのか又は変更しているとすればどのように変更しているのか、TPP 協定が米国の貿易の利益に対しどのように貢献しているのか、TPP 協定実施法案が 2015 TPA 法第 103 条(b) (3)の水準をどのように満足しているのかに関する説明
- ⑤ ④の TPP 協定実施法案(原案)の提出があった場合には議案を提出できるのは上下両院議員に限定されているので、その日に、下院共和党・民主党院内総務又は下院共和党・民主党院内総務が指名する下院議員(通常は歳入委員長・筆頭理事)、上院共和党・民主党院内総務又は上院共和党・民主党院内総務が指名する上院議員(通常は財政委員長・筆頭理事)は、TPP 協定実施法案(原案)を修正せずに、TPP 協定実施法案として下院・上院に提出しなければならない。：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 151 条(c) (1)

3 協議遵守決議案又は手続き否認決議案により、ファストトラックの対象とされない場合を除き(共和党・民主党指導部の了承を得て、TPP 実施法案が提出される運びになるので、実際にこれらの決議が成立することは想定できないのではないか)、TPP 協定実施法案の議会審議は、次のとおりとなる。なお米国が締結した FTA 実施法案の審議日数は、平均 16 暦日で、最長はオマーンとの FTA 実施法案で 85 暦日となっている。

日数—下院 60 開会日(歳入委員会 45 日、本会議 15 日)、上院 30 開会日(財政委員会 15 日、本会議 15 日)：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 151 条(e) (1)

時間—上下両院それぞれ 20 時間以内：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 152 条(d)及び(e)

採決—TPP 協定実施法案の修正は許されず、議会は賛否の二者択一のみ：2015TPA 法による改正後の 1974 年通商法第 151 条(d)